

令和元年 11 月 26 日

令和元年度厚生労働省補助事業

「医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業」における

補助対象医療機関の募集について

国立研究開発法人国立国際医療研究センター

厚生労働省の令和元年度補助事業「医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業」について、今般、国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下「事務局」という。）が事業実施団体として選定されました。

本事業は、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る情報の取りまとめについて（依頼）（平成 31 年 3 月 26 日付け医政総発 0326 第 3 号、観参発 800 号）に基づき選出された医療機関（選出予定であるものを含む。以下「拠点的な医療機関」という。）の機能を強化するため、当該医療機関における多言語対応を可能とする体制の確保及び拠点的な医療機関として、院内外における外国人患者への対応をサポートできる体制の構築支援等を行うことを目的としています。

この目的を達成するため、拠点的な医療機関を対象とし、以下の要領で公募を行います。

1. 本事業について

(1) 本事業の内容

事務局は、本事業に応募し、補助先として採択された医療機関に対して、以下①～③を行います。

①医療通訳者の配置支援

- 配置人数：1名以上（複数の配置が望ましい）
- 必要言語及び能力：日本語が母国語でない、若しくは日本語でのコミュニケーションに制限がある患者等に対して、日本語での医療・保健を安全かつ安心して提供するために、通訳技術と医学知識を用いて相互理解を支援する。なお、医療機関の現状や所在する地域の実情に応じた必要な言語及び医療に関する知識・倫理を一定程度以上有すること。
- 配置方法：指揮命令系統の関係上から医療機関が雇用すること。

②外国人受入れ医療コーディネーターの配置支援

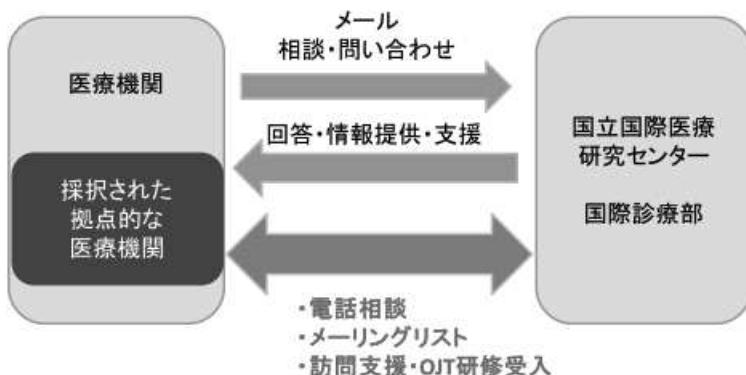
- 配置人数：1名以上

- 必要言語及び能力：外国人患者が医療機関を訪れた際、当該医療機関内における一連の手続きをサポートし、必要に応じて他の医療機関を紹介する等、円滑な医療提供体制を支える潤滑油的な役割を担う。なお、外国語への対応は必ずしも求めない。ただし、医療機関の現状や所在する地域の実情に応じて必要な言語（例えば院内案内ができる程度等）を求めるることは問題ない。

- 配置方法：指揮命令系統の関係上から医療機関が雇用すること。

③拠点的な医療機関機能の構築支援

- 事務局は、補助先として採択された医療機関が拠点的な医療機関機能を強化するための支援を行う。
 - ・電話及びメール相談（採択後から 2020 年 3 月末まで）
 - ・外国人医療支援メールマガジンおよび拠点的な医療機関ネットワークメーリングリスト（意見・情報交換用）（採択後から 2020 年 3 月末まで）
 - ・医療機関支援：訪問支援（体制整備状況評価・職員研修への協力）（2020 年 1 月～3 月末まで）　以下の図（赤字参照）



- 事務局は、補助先として採択された医療機関における拠点的な医療機関機能の実績を収集・集計・公表する。

(2) 本事業への応募要件

拠点的な医療機関として都道府県から選定されている医療機関であること。なお、令和元年

度中に都道府県において選出される予定である医療機関を含むが、当該医療機関は、選定予定であることがわかる書類等を提出すること。

※ 拠点的な医療機関のリストについては、「「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」について」(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05774.html)において公開されている。

(3) 補助対象経費

- ・(1) ①、②に要する経費（人件費、諸謝金、社会保険料）

なお、本事業では、電話通訳(遠隔通訳)やタブレット等の機器を用いた通訳に関しては、補助の対象外とする。①、②は片方・両方いずれの申請でも可とする。

(4) 補助金額と補助期間

- ・①、②に要する経費の1／2（上限：1医療機関当たり 4,372 千円）
- ・採択日より 2020 年 3 月末まで

(5) 採択件数（予定）

10 件

2. 事務局の役割

事務局は、本事業の補助先として採択された拠点的な医療機関と連携し、以下の通り、その機能強化及びそのための課題解決等に取り組む（連携・相談窓口設置予定）。

- 医療通訳者・外国人患者受入れ医療コーディネーターの育成・研修機会の提供及び研修後の継続学習支援
- 研修終了者対象の事務局における OJT 研修の実施
- 外国人医療の提供及び地域の他の医療機関への体制整備に必要な助言・情報提供、相談へのサポート
- 拠点的な医療機関が院内・地域で行う研修会やセミナー等の運営への助言・サポート
- データを元に、医療機関が共有できる資料等の作成

3. 補助先として採択された医療機関の役割

補助先として採択された医療機関は、以下の通り、地域における外国人患者受入れ環境整備の一助となるよう周辺医療機関の外国人患者受入れに関するサポート等に取り組む。

- 自治体や周辺医療機関等に対し、拠点的な医療機関であることを周知する

- 周辺医療機関向けに、院内見学会、セミナー、勉強会等を開催する
- 周辺医療機関に対し、外国人患者受入れ体制の整備についての連携・助言を行う
- 本事業の評価のためのデータを作成・提出する
- 本事業の運用・評価のための会議に参加する（オンライン併用）

4. 本事業への応募手順

以下の書類について、電子メールに添付し、iccinfo@hosp.ncgm.go.jp あてに提出して下さい。

- (1) 別紙の申請書（様式 1～7）を国立国際医療研究センター病院のホームページ (<http://www.hosp.ncgm.go.jp/icc/020/020/index.html>) よりダウンロードして下さい。
- (2) (1)についての補足資料（提出は任意）

5. 選定方法

事務局において各医療機関からの申請書類等を確認した上で、本事業の外部の委員を含む検討委員会において検討を行い、本事業の補助対象とする医療機関を選定します。なお、選定にあたっては、全ての申請者において、以下の要素を総合的に考慮します。

- ①申請書類の内容が本事業の目的に合致しているか。
- ②本事業が申請機関にとって必要である理由は、明確であるか。
- ③本事業を遂行するために、必要な根拠（医療通訳者・外国人患者受入れコーディネーターの人員、経験、外国人患者来院数、院内受入れ体制等）が示されているか。
- ④事業によって得られると期待される効果に見合う人員配置や活動内容、申請金額となるいるか。
- ⑤事業を遂行するために十分な管理能力があるか。
- ⑥外国人患者受入れに関する第三者認証を取得、または取得見込みであるか。
※当該認証の取得は任意条件とします。
- ⑦拠点的な医療機関としての役割を果たしているか、あるいは、拠点的な医療機関としての積極的に取り組みを行う体制や計画が具体的に示されているか。
- ⑧地域医療への貢献を図るための具体的な計画があるか。

本事業では、2019年に新設された「拠点的な医療機関」の体制整備のためのスタートアップ支援を行う必要から、次の二つのグループを設け、選定を行います。

- グループ A：これまでにも同様の事業の支援を受け、体制整備の途上にある医療機関
- グループ B：過去に同様の事業への申請はなく、今回が初めての申請で、「拠点的な医療機関」選定を契機に新たに体制整備の支援が必要な医療機関

※グループ A, B とも、本事業における役割・補助額は同じです。

6. 本事業の募集期間と結果連絡

募集期間 2019年11月26日から12月10日（2週間）13時まで

結果連絡（予定）2019年12月下旬

本件に関する問い合わせ

国立国際医療研究センター 国際診療部（堀・杉浦・藤山）

電話 03-3202-7181（内線 4483, 5156, 4243）

メール iccinfo@hosp.ncgm.go.jp